

仁井田浄水場更新に係る検討委員会設置要綱

〔平成29年7月4日〕
〔上下水道事業管理者決裁〕

(設置)

第1条 仁井田浄水場更新基本計画（以下「更新基本計画」という。）を策定するため、仁井田浄水場更新に係る検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、更新基本計画の策定について、管理者に意見を述べ、又は提言を行う。

- (1) 施設規模および更新方法に関すること。
- (2) 浄水処理方式の選定に関すること。
- (3) 浄水水質目標の設定に関すること。
- (4) 高度浄水処理の導入に関すること。
- (5) 事業費の縮減方策に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、更新基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、6人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から更新基本計画の策定の日までとする。

(委員長および副委員長)

第5条 委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償金等)

第7条 委員に対する報償金は、予算の範囲内で管理者が決定し、これを支払うことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、上下水道局仁井田浄水場更新準備室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年7月4日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が行う。